

研修事例

研究開発者
育成

産業用ロボット特別教育(教示・検査)

支援先

県内製造企業等

【産業用ロボット特別教育とは】

産業用ロボットの運転中は、人とロボットを隔離することを原則としていますが、駆動源を遮断しないで行う教示・検査等の作業においては、ロボットが動作可能な状態で、可動領域内に作業者が立ち入らなければなりません。このような作業は、労働安全衛生法第 6 章第 59 条 3 項の「労働省令で定める危険又は有害な業務」に該当し、安全対策として特別教育の受講が義務付けられています。

そこで、今後の産業用ロボットの導入を検討している、あるいはすでに導入されていて取り扱う作業者を増やしたい企業を対象に特別教育を実施しました。

【開催概要】

産業用ロボットの教示・検査等の業務に係る特別教育は法令で決められた内容を決められた時間以上実施しなければなりません。当センターで実施している特別教育もそれらに沿った内容となっており、受講者には特別教育修了証を交付しています。今年度は次のような内容で実施し、ロボットとその安全についての理解を深めていただきました。

1. 日時：【座学】平成 29 年 11 月 13 日（月）～11 月 14 日（火） 9 時～17 時
 【実技】平成 29 年 11 月 15 日（水）～11 月 20 日（月） 9 時～17 時
 ※1 日 5 名の実技を、土日を除く 4 日間実施した。
2. 会場：当センター
 【座学】研修交流棟 第 1 研修室
 【実技】機械金属棟
3. 参加者：15 社 20 名（定員 20 名）
4. 内容

項目	内容
座学	<ul style="list-style-type: none"> ・産業用ロボットに関する知識 ・産業用ロボットの教示等の作業に関する知識 ・産業用ロボットの検査等の作業に関する知識 ・関係法令
実技	<ul style="list-style-type: none"> ・産業用ロボットの操作の方法 ・産業用ロボットの教示等の作業，検査等の作業



図 1 講義の様子（座学・実技）

基礎となった事業

平成 29 年度 中小企業 IoT 等自動化技術導入促進事業
(H29 地方創生推進交付金)

現在の担当部門

技術融合部門 部門長 大高 理秀 TEL:029-293-7482
 主任研究員 青木 邦知
 嘱託 堀内 義孝